

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条

当会社は株式会社トプコンと称する。英文では、TOPCON CORPORATION と表示する。

第 2 条

当会社は本店を東京都板橋区に置く。

第 3 条

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 光学機械器具、計測機器、医科用機械器具、電気機器、眼鏡、その他精密機械器具の製品および部品・附属品類ならびに関連ソフトウェア等の製造、売買、リース、レンタルおよび輸出入ならびに関連サービスの提供
- (2) 前号の目的遂行のため必要とする事業の経営および必要とする事業に対する投融資
- (3) 前各号に附帯または関連する一切の業務

第 4 条

当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条

当会社の発行可能株式総数は、20 株とする。

第 7 条

当会社の株式はすべて譲渡制限株式とし、株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当会社が発行する株式が担保提供された場合における担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却または

代物弁済による実行を含む。)に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社または担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、かかる承認があったものとみなす。

第8条

株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第9条

当会社の発行する株式については、株券を発行する。

第10条

1. 当会社は株式につき株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第12条

1. 定時株主総会は毎年6月に招集する。
2. 臨時株主総会は必要に応じて招集する。

第13条

株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議において定める取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

第14条

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 15 条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

第 16 条

株主総会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載して当会社に保存する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 17 条

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 8 名以内とする。
2. 監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、4 名以内とする。

第 18 条

取締役の選任決議は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらない。

第 19 条

1. 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠または増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の監査等委員でない在任取締役の任期の満了するときまでとする。
4. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。
5. 補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

第 20 条

取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。

第 21 条

取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長を定める。

また、業務上の都合により取締役会長を定めることができる。

第 22 条

1. 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、各取締役がこれを招集する。
2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、前項の招集の手続を省略することができる。

第 23 条

取締役会の議長は、あらかじめ取締役会の決議において定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

第 24 条

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

第 25 条

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条

取締役の報酬、賞与その他職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 27 条

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役およびその他の非業務執行取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 28 条

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

第29条

3. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前に各監査等委員に発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
4. 監査等委員の全員の同意があるときは、前項の招集の手続を省略することができる。

第30条

監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

第31条

会計監査人は、株主総会において選任する。

第32条

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第33条

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

第34条

当会社は剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

第35条

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第36条

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免かれるものとする。

(附則)

1. 2025 年 12 月 4 日付臨時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

制 定 昭和 7 年 8 月 12 日

改 定 2025 年（令和 7 年）12 月 4 日（第 40 回）